

いちのせきジェンダー平等推進プラン（第5次いちのせき男女共同参画プラン）の概要

第1章 プランの概要

1 プラン策定の趣旨

- ・「第4次いちのせき男女共同参画プラン」の計画期間が令和7（2025）年度で終了する。
- ・本市のジェンダー平等の推進と男女共同参画社会実現のため施策の方向を明らかにするとともに、行政、関係機関などが取り組む際の基本指針とする。
- ・性の多様性を踏まえ、名称を「いちのせきジェンダー平等推進プラン」へと改めた。

2 プランの性格及び位置付け

- ・総合計画を上位計画とし、ジェンダー平等に関する施策、事業を具体的に示す個別計画
- ・「男女共同参画社会基本法」、「女性活躍推進法」、「DV防止法」及び「困難女性支援法」が定める市町村基本計画とする。

3 プランの期間 令和8（2026）年度から令和12（2030）年度までの5か年

4 SDGsを踏まえた取組

- ・SDGsが掲げる目標を踏まえ、各種施策を推進する。

第2章 市のジェンダー平等の現状、これまでの取組と課題

1 ジェンダー平等の現状

- (1) 一関市人口ビジョン → 宮城県や東京圏への女性の転出超過数が多い
- (2) 男女共同参画に関する市民意識 → 根強い男性優遇の傾向
- (3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス） → 若年層ほど「夫婦・家族で分担」傾向
- (4) DV被害の相談状況と防止対策の認知度 → DV防止法の認知度は9割超
- (5) 多様性に関する認知度 → LGBTQ+の認知度は7割超

2 第4次いちのせき男女共同参画プランの取組による成果

- ・男女共同参画の意識啓発、個性と能力の尊重、女性の活躍支援、仕事と生活の調和の実現、DVやハラスメントの根絶などに取り組んできた。
- ・その結果、指標で掲げた「男女共同参画サポーター認定者数」、「中学校を対象とした人権啓発事業の実施回数」、「DV防止法の名称または内容を知っている人の割合」で目標値を達成した。

3 プラン策定に係る市民ワークショップの開催結果

- ・令和7年9月に、二十歳のつどい実行委員、市内企業、地域協働体を対象に男女共同参画に関する市民ワークショップを開催した。 延べ参加人数 33人

4 ジェンダー平等をめぐる課題

- ①「ジェンダー平等の意識を高める」、②「地域の担い手確保と多世代・多様な人材の活躍促進」、③「意思決定の場への女性参画の拡大」、④「多様性・包摂性への理解と実践の促進」、⑤「長寿社会における生涯活躍といきがいづくり」、⑥「困難な問題を抱える女性の支援体制の強化」、⑦「防災・危機管理におけるジェンダー視点の導入」

第3章 プランの基本理念・基本目標及び施策の方向性

1 基本理念 「互いの違いを認め合い 支え合い 誰もが可能性を發揮できるまちづくり」

2 基本目標

1) ジェンダー平等の視点に立った意識改革の促進	ジェンダー平等の重要性を広く共有し、地域全体で意識改革を進めます。市では政策の企画・立案・実施にジェンダーの視点を取り入れるよう意識改革を進めます。すべての人がジェンダー平等の意識を持ち、物事を捉える視点、いわゆる「ジェンダーレンズ」を身につけられるよう、啓発活動に取り組みます。
2) 個性を尊重し、誰もが能力を發揮できる地域社会の構築	特に若者や女性が「この地域で自分らしく働き、暮らしたい」と感じられるよう、柔軟な働き方や多様なキャリア支援、登用の機会を広げるとともに、固定的な性別役割分担意識や性別による無意識の思い込みの解消を目指します。
3) 誰もが安心して生活できる環境づくり	仕事と生活の調和の実現に向けた普及啓発や、配偶者等からの暴力（DV）などの人権を侵害するような暴力をなくす取組を進めます。防災の場面においては、特に女性の地域防災リーダーの育成と各種マニュアルの見直しに取り組みます。

第4章 各種施策の展開

1 プランの体系

基本理念	基本目標	施策の方向性	基本施策
互いの違いを認め合い 支え合い 誰もが可能性を發揮できるまちづくり	1 ジェンダー平等の視点に立った意識改革の促進	(1)ジェンダー平等の意識を高める	①各世代でのジェンダー平等に関する啓発、②地域団体や民間団体等と連携した取組の促進、③男女共同参画サポーター等の活動支援、④ジェンダー平等に関する情報発信、市民意識調査の実施
	2 個性を尊重し、誰もが能力を發揮できる地域社会の構築	(1)個性と能力を認め合い、多様性を尊重する (2)女性の活躍支援と意思決定への参画拡大 (3)若者・女性が活躍でき、暮らしやすい環境づくり	①固定的な役割分担意識や無意識の思い込みの解消、②個性の尊重と多様性への理解の促進、③多文化共生、国際理解の促進、④幼少期からの発達段階に応じた教育などすべての世代を対象とした人権教育の充実 ①政策や方針決定過程への女性の参画拡大、②地域活動におけるジェンダー平等の推進、③雇用、起業等におけるジェンダー平等の推進、④女性のキャリアサポートの充実 ①若者・女性に魅力のある環境づくり
	3 誰もが安心して生活できる環境づくり	(1)仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現 (2)暴力のない社会、困難な問題を抱える女性が安心して暮らせる社会の実現 (3)防災におけるジェンダー平等の推進	①男性の家事・子育て・介護、地域社会等への参加促進、②仕事と生活の調和を実現するための保育や子育て支援サービスの展開、③仕事と生活の調和の啓発と促進 ①暴力をなくすための教育の充実、②DVやハラスメントの根絶に関する啓発、③困難な問題を抱える女性に対する相談体制の強化 ①防災・災害復旧時における意思決定過程への女性の参画拡大、②ジェンダー平等の視点に立った防災の取組強化

2 重点施策（5年間の計画期間で特に重点に取り組むもの）

(1) 各世代でのジェンダー平等に関する啓発	すべての人がジェンダー平等の意識を持ち、物事を捉える視点、いわゆる「ジェンダーレンズ」を身につけられるよう、啓発活動に取り組みます。
(2) 個性の尊重と多様性への理解の促進	一人ひとりが、自分らしく生きることができるとともに、個性を尊重し、能力を認め合い、多様性への理解促進を図ります。
(3) 政策や方針決定過程への女性の参画拡大	政策や方針決定過程への女性の参画を拡大する取組を進め、女性が活躍できる環境づくりを進めます。
(4) 若者・女性に魅力のある環境づくり	若者・女性が暮らしやすい、働きやすい環境を目指し、家庭や地域、職場での性別による固定的な役割分担の解消に向けた取組を進めます。

3 主な指標

指 標	現状値 (R6)	目標値 (R12)	設定根拠
(1) 社会通念、慣習、しきたりで男女が平等だと思ふ人の割合 (%)	17.1	50.0以上	第4次プラン目標値 (国の目標値)
(2) 男女共同参画サポーター認定者数 (人)	(R7) 92	107	年間3人の登録を目指す
(3) LGBTQ+、性的マイノリティについて聞いたことがあり、意味も知っている人の割合 (%)	70.8	87.0	第4次プラン目標値 (概ね25ポイント増)
(4) 市民向け講座、出前講座などのうち、個性の尊重や多様性に関する講座の実施回数 (回/年)	7	8	毎年8回以上の実施を目指す
(5) 男女双方の委員がそれぞれ40%以上を占める審議会等の割合 (%)	46.0	60.0	第4次プラン目標値 (概ね15ポイント増)
(6) 職場で男女が平等だと思ふ人の割合 (%)	29.4	50.0以上	第4次プラン目標値 (概ね20ポイント増)
(7) 若者・女性を対象としたジェンダー平等に関するワークショップ等の開催回数 (回/年)	0	3	毎年3回以上の実施を目指す
(8) 家事・育児等の役割を夫婦、家族で協力する割合 (%)	42.2	65.0	第4次プラン目標値 (概ね20ポイント増)
(9) 現在の社会は女性が働きやすい状況にあると思ふ人の割合 (%)	64.2	70.0	概ね年1ポイント以上の増加を目指す
(10) DV防止法の名称または内容を知っている人の割合 (%)	87.3	90.0	県の計画に合わせ90%を目指す
(11) 消防・防災セミナー指導者の認定者数 (女性リーダー) (人)	(R7) 142	182	毎年8人以上の認定を目指す

第5章 プランの推進

- 1 プランの推進体制 一関市男女共同参画プラン推進懇話会（以下「懇話会」）、一関市男女共同参画推進本部会議（以下「本部会議」）による進捗状況の確認や検証、評価を行い、市民との協働や関係機関と連携し、施策を展開する。
- 2 推進を担う主な主体とその役割 市民、地域団体、民間事業者、学校、幼稚園・保育園・こども園、男女共同参画サポーター、一関市男女共同参画を推進する会、行政がそれぞれに役割を分担しながら連携・協働し、計画を推進する。
- 3 プランの進行管理 懇話会、本部会議で計画の進捗状況をPDCAサイクルにより計画の進行管理を行う。